

受託契約準則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 株式会社TOKYO AIM取引所（以下「取引所」という。）の開設する特定取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第32項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。）における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。
- 2 この準則の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(遵守義務)

- 第2条 顧客及び取引参加者（取引所の取引参加者をいう。以下同じ。）は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。

(有価証券)

- 第3条 この準則（その特例を含み、これらに基づく規則を含む。ただし、第3章第4節を除く。）において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ法第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。

第2章 有価証券の売買の受託の条件等

(顧客の通告事項)

- 第4条 顧客は、有価証券の売買を委託する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を取引参加者に通告するものとする。
- (1) 氏名又は名称
 - (2) 住所又は事務所の所在地
 - (3) 特に通信を受ける場所を定めたときは、その場所
 - (4) 代理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに代理人の権限の範囲

(告知の方法等)

- 第5条 企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の14の2第1項第1号（昭和48年大蔵省令第5号）、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第19条の2第1項第1号及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和47年大蔵省令第26号）第11条の13の2第1項1号に規定する金融商品取引所の定める規則において定める方法は、取引所に委託することにより、取引所がこの準則の別添として「告知事項」を定めて公表する方法とする。
- 2 次の各号に掲げる者は、取引所に対して、告知事項を定めて公表することを委託したものとみなす。
- (1) 取引所が運営するTOKYO AIM市場（以下「本市場」という。）において特定投資家向け有価証券の売付け勧誘等に該当する売付注文の発注を行う取引参加者
 - (2) 自らの顧客から、本市場における特定投資家向け有価証券の買付注文を受託する取引参加者

(外国証券取引口座に関する約款の交付等)

- 第6条 取引参加者は、顧客から外国株券等（第19条に規定する外国株券等をいう。第12条、第17条及び第18条において同じ。）の売買又は外国新株予約権証券等（第19条に規定する外国新株予約権証券等をいう。第17条及び第18条において同じ。）の売買の委託を受け第18条第2項本文の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。

- 2 取引参加者は、前項の外国証券取引口座に関する約款には、第23条及び第26条から第34条までに規定する内容を定めなければならない。
- 3 取引参加者は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該取引参加者は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。
- 4 取引参加者は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けることができる。この場合において、当該取引参加者は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。
- 5 第3項又は前項の規定による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない又は申込みを行わない旨の申出があつたときは、電磁的方法によって当該顧客に対して当該約款に記載すべき事項の提供をし又は当該顧客から申込みを受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び第3項又は前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 取引参加者は、第1項の規定により顧客から口座の設定の申込書の提出を受けた場合（第4項の規定により申込書の提出を受けたものとみなされる場合を含む。）において、当該申込みを承諾したときは、当該口座を設定し、当該顧客にその旨を通知するものとする。

（発行日決済取引の委託についての約諾書の差入れ）

第7条 顧客は、発行日決済取引の売買を取引参加者に委託する場合には、取引所の定める様式による発行日決済取引の委託についての約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、取引参加者に差し入れるものとする。

- 2 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。
- 3 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があつたときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。

（信用取引口座設定約諾書の差入れ）

第8条 顧客は、有価証券の売買の委託につき、信用取引口座を設定しようとするときは、その旨を取引参加者に申し込み、その承諾を受けるものとする。

- 2 顧客は、前項の申込みにつき、取引参加者の承諾を受けた場合には、取引所が定める様式による信用取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、取引参加者に差し入れるものとする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による約諾書の差入れについて準用する。

（委託の際の指示事項）

第9条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

- (1) 売買の種類
- (2) 銘柄

- (3) 売付け又は買付けの区別
 - (4) 数量
 - (5) 値段の限度
 - (6) 売付け又は買付けを行う売買立会時
 - (7) 委託注文の有効期間
 - (8) 空売りを行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第10条各号に規定する取引を除き、その旨
 - (9) 信用取引により行おうとするときは、その旨
 - (10) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨
 - (11) 顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨
 - (12) 顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨
- 2 信用取引口座を有する顧客が有価証券の売買の委託につき、前項第9号の指示を行わなかった場合には、当該売買は信用取引によることができない。
 - 3 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に規定する取引であるか否かの別を、取引参加者に対し明らかにするものとする。

（売買再開時における委託注文の効力）

第10条 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、取引所が有価証券の売買の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

第3章 受渡しその他の決済方法等

第1節 受渡時限等

（当日決済取引における顧客の受渡時限）

第11条 当日決済取引における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日（取引参加者と顧客が合意するときは、その翌日）における取引参加者と顧客との合意により定める時限までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

（普通取引における顧客の受渡時限）

第12条 普通取引における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して4日目（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

（発行日決済取引における顧客の受渡時限）

第13条 発行日決済取引における有価証券の売買の委託については、顧客は、取引所の定める決済日の午前9時までに売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、クリアリング機構が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)

第14条 当日決済取引、普通取引又は発行日決済取引における有価証券の売買の委託について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ第11条、第12条第1項又は前条第1項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限（普通取引又は発行日決済取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、第11条、第12条第1項又は前条第1項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

(有価証券引渡票の交付を受けた場合の措置)

第15条 取引参加者は、委託に基づく有価証券の買付けに係る決済に際し、買付有価証券に代えて有価証券引渡票の交付を受けた場合において、買付顧客の承諾を受けたときは、当該買付有価証券の顧客への引渡しを延期することができる。

第2節 決済物件に関する事項

(旧株券と新株券の銘柄併合時の取扱い)

第16条 株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下この条において同じ。）について、旧株券と新株券の権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以後に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株券をもって新株券に代えることができない。

第3節 口座振替による受渡し等

(保管振替機構等の規則の適用)

第17条 内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 外国株券等又は外国新株予約権証券等の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第18条 取引参加者は、顧客から、内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

2 取引参加者は、次の各号に掲げる場合には、当該顧客のために保管振替機構が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(1) 顧客から外国株券等又は外国新株予約権証券等の売買の委託を受けた場合（信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託を受けた

場合を除く。)

- (2) 顧客から外国株券等に係る信用取引による買付代金の貸付けの弁済の申し出を受けた場合（当該弁済に伴い顧客に当該外国株券等の引渡しを行う場合に限る。）

第4節 外国証券取引口座

(定義)

第19条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国株券

外国法人の発行する証券又は証書のうち株券の性質を有するものをいう。

- (2) 外国投資信託受益証券

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）に規定する外国投資信託の受益証券をいう。

- (3) 外国投資証券

投資信託法に規定する外国投資証券をいう。

- (4) 外国株預託証券

外国株券等に係る権利を表示する預託証券をいう。

- (5) 外国受益証券発行信託の受益証券

外国法人の発行する証券又は証書のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。

- (6) 外国投資信託受益証券等

外国投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

- (7) 外国投資証券等

外国投資証券及び外国投資証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

- (8) 外国受益証券発行信託の受益証券等

外国受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

- (9) 外国株式等

外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

- (10) 外国株券等

外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国株式等をいう。

- (11) 外国新株予約権証券

外国法人の発行する証券又は証書のうち新株予約権証券の性質を有するものをいう。

- (12) 外国新株予約権

外国新株予約権証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

- (13) 外国新株予約権証券等

外国新株予約権証券及び外国新株予約権をいう。

- (14) 外国証券

外国株券等及び外国新株予約権証券等をいう。

(外国証券取引口座)

第20条 顧客は、取引参加者に外国証券取引口座を設定している場合には、外国証券の取引所における売買その他の取引（信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除く。以下この節において「委託取引」という。）については、この節の規定に従い、外国証券の委託取引を行うものとする。

（外国証券取引口座による処理）

第21条 顧客が取引参加者との間で行う外国証券の委託取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の委託取引に関する金銭の授受等そのすべてを外国証券取引口座により処理するものとする。

（外国証券取引に関し遵守すべき事項）

第22条 顧客は、取引参加者との間で行う外国証券の委託取引については、国内の諸法令並びに取引所及び保管振替機構（以下この節において「決済会社」という。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（外国株預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下この節において同じ。）が所在する国又は地域（以下この節において「国等」という。）の諸法令及び慣行等に関し、取引参加者から指導のあったときは、その指導に従うものとする。

（外国証券の混蔵寄託等）

第23条 顧客が取引参加者に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下この節において「寄託証券」という。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとする。取引参加者が備える顧客口座に顧客が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下この節において「振替証券」という。）は、諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとする。

- 2 寄託証券は、取引参加者の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えるものとする。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における取引参加者に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとする。
- 3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下この節において「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理するものとする。
- 4 顧客は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、顧客が現地保管機関が所在する国等において外国証券を取引参加者に寄託した場合を除き、取引参加者の要した実費をその都度取引参加者に支払うものとする。

（寄託証券に係る共有権等）

第24条 取引参加者に外国証券を寄託した顧客は、当該外国証券及び他の顧客が当該取引参加者に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当該取引参加者が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得する。現地保管機関における取引参加者に係る口座に外国株式等を記載又は記録された顧客は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該顧客に与えられることとなる権利を取得する。

- 2 寄託証券に係る顧客の共有権は、取引参加者が顧客の口座に振替数量を記帳した時に移転する。振替証券に係る顧客の権利は、取引参加者が顧客の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転する。

（寄託証券等の交付の申出等）

第25条 顧客は、寄託証券等の交付（寄託証券等の顧客が指定する口座への振替を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、その旨を取引参加者に申し出るものとする。

- 2 取引参加者は、顧客から寄託証券の交付の申し出を受けたときは、当該寄託証券と同一銘柄の外国証券を返還するものとする。この場合においては、当該外国証券につき共有権を有する他の者と協議する

ことを要しない。

(寄託証券等の本邦以外の国等の金融商品市場等での売却又は交付)

第26条 顧客が寄託証券等を本邦以外の国等の金融商品市場等において売却する場合又は寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、取引参加者は、当該寄託証券等を現地保管機関から取引参加者又は取引参加者の指定する保管機関に保管替えし、又は取引参加者の指定する口座に振り替えた後に、売却し、又は顧客に交付を行うものとする。

2 顧客は、前項の交付については、取引参加者の要した実費をその都度取引参加者に支払うものとする。

(上場廃止の場合の措置)

第27条 寄託証券等が取引所において上場廃止となる場合は、取引参加者は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から取引参加者又は取引参加者の指定する保管機関に保管替えし、又は取引参加者の指定する口座に振り替える。

(配当等の処理)

第28条 寄託証券等に係る配当(外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の金銭の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下この節において同じ。)等の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下この条において同じ。)を通じ顧客あてに支払う。

(2) 株式配当(源泉徴収税(寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下この節において同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下この節において同じ。)の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱う。

a 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る外国株券等の振込みを指定し、顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る外国株券等を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口、外国株預託証券にあつては1証券。以下この節において同じ。)未満の外国株券等及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る外国株券等を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関。以下この節において同じ。)を通じ顧客あてに支払う。ただし、顧客が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとする。

b 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

顧客は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る外国株券等を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとする。ただし、1株未満の外国株券等は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払うものとする。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払うものとする。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は取引参加者が定めるレートによる。ただし、取引参加者が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとする。

2 顧客は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下この節において「配当金等」という。)の支払方法については、取引参加者所定の書類に

より取引参加者に指示するものとする。

- 3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行う（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。
- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）による。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとする。
- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、顧客の負担とし、配当金から控除する方法により顧客から徴収する。
- 6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は取引参加者が行う。
- 7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとする。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとする。

（新株予約権等その他の権利の処理）

第29条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下この節において同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

（1） 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱う。

a 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

顧客が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下この節において同じ。）の引受けを希望することを取引参加者に通知し、取引参加者を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、取引参加者を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分する。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失う。

b 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込む。この場合において、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知し、取引参加者を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、取引参加者を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとする。

（2） 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込む。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分する。

（3） 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の外国株券等が分配される場合は、決済会社が当該分配される外国株券等の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される外国株券等を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株未満の外国株券等及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される外国株券等

は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとする。ただし、顧客が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとする。

(4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによる。

(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理する。

(6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は取引参加者が定めるレートによる。ただし、取引参加者が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとする。

(払込代金等の未払い時の措置)

第30条 顧客が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため取引参加者に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに取引参加者に支払わないときは、取引参加者は、任意に、顧客の当該債務を履行するために、顧客の計算において、当該引受外国株券等の売付契約等を締結することができるものとする。

(議決権の行使)

第31条 寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会を含む。以下同じ。)における議決権は、顧客の指示により、決済会社が行使する。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しない。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、顧客が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、顧客が行使するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は顧客が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

第32条 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、顧客の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使する。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しない。

2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、顧客が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、顧客が行使するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は顧客が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。

(株主総会の書類等の送付等)

第33条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が顧客の届け出た住所あてに送付する。

2 前項の諸通知の送付は、取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとする。

（個人データの第三者提供に関する同意）

第34条 顧客は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該顧客の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第4項に規定する個人データであつて当該顧客の住所、氏名、所有する外国証券の数量その他当該各号に掲げる場合に依つて必要な範囲のものをいう。）が、提供されることがあることに同意するものとする。

（1） 寄託証券等の発行者が所在する国等において当該寄託証券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他の手続を行う場合

当該寄託証券等の発行者が所在する国等の税務当局又は当該寄託証券等に係る現地保管機関

（2） 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他の手続を行う場合

当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該外国株預託証券の発行者又は当該外国株預託証券に係る現地保管機関

（3） 寄託証券等又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は本邦以外の国等の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下この号において「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合

当該寄託証券等の発行者又は当該外国株券等の発行者

第5節 発行日決済取引に係る委託保証金

（発行日決済取引に係る委託保証金の差入れ）

第35条 発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までに差し入れるものとする。

2 同一顧客の同一銘柄の売建て又は買建てに対当する買付け又は売付けについては、前項の規定を適用しない。

（発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用）

第36条 第44条の規定は、発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用について準用する。

（発行日決済取引に係る委託保証金の引出し等の制限）

第37条 取引参加者は、顧客から発行日決済取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、当該取引の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

（1） 引き出させ又は充当する際における当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金（現に受け入れている委託保証金をいう。以下同じ。）の総額（次条第1項に定める計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下この節において同じ。）が、当該顧客の発行日決済取引（当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第41条において同じ。）に係る有価証券（充当する場合においては、対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券を除く。）について第35条第1項に定める額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条において準用する第44条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

- (2) 発行日決済取引に係る有価証券の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の発行日決済取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る有価証券の約定価額から決済をする発行日決済取引に係る有価証券の約定価額を控除した額に100分の30を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条において準用する第44条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券
- (3) 決済する発行日決済取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券に係る売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第35条第1項の規定により顧客から差入れを受けた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券（当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の発行日決済取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額以上となる場合に限る。）
- (4) 発行日決済取引に係る有価証券の全部を決済するために引き出させる場合には、第35条第1項の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券
- (5) 当該顧客が委託保証金として差し入れている金銭又は有価証券の差換えをする場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券

（発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法）

第38条 発行日決済取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきもの（発行日決済取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。）に相当する額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第2号に規定する受入保証金の総額については、決済する発行日決済取引に係る計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

2 発行日決済取引に係る受入保証金の総額の計算については、第48条第2項及び第3項の規定を準用する。

（発行日決済取引に係る計算上の利益の引出し等の制限）

第39条 取引参加者は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動又は対当売買により計算上の利益を生じた場合において、その利益額に相当する金銭又は有価証券を当該取引の決済前に交付し又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。

（発行日決済取引に係る委託保証金の追加差入れ）

第40条 取引参加者は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動又は対当売買により計算上の損失を生じている場合には、その損失額に相当する額を委託保証金として追加差入れさせることができる。

（発行日決済取引に係る委託保証金の維持）

第41条 取引参加者は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の約定価額から対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額について第35条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

（対当数量に係る委託保証金の返還）

第42条 取引参加者は、同一顧客の同一銘柄の発行日決済取引に係る売建てと買建てとが対当することとなった場合において、当該顧客から受入保証金の返還請求を受けたときは、当該対当数量に係る受入保証金を返還するものとする。

2 前項の売建てと買建てとが対当することとなり、受入保証金を返還する場合において、その対当売買

により計算上の損失が生じているときは、取引参加者は、顧客から当該損失に相当する額の金銭を差し入れさせるものとする。

第4章 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第43条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までに差し入れるものとする。

- (1) 差入れの際、当該顧客の信用取引に係る受入保証金がない場合
 - a 当該信用取引に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（以下この条において「通常の最低限度額」という。）が30万円以上のときは、その額
 - b 当該信用取引に係る通常の最低限度額が30万円に満たないときは、30万円
- (2) 差入れの際、当該顧客の信用取引に係る受入保証金がある場合
 - a 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額（第48条第1項に規定する計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下同じ。）との合計額が30万円以上のときは、当該信用取引に係る通常の最低限度額
 - b 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額との合計額が30万円に満たないときは、その差額を当該信用取引に係る通常の最低限度額に加算した額

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第44条 信用取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第48条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

- (1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、受益証券発行信託の受益証券及び第19条に規定する外国株券等を含む。） 100分の80
- (2) 国債証券 100分の95
- (3) 地方債証券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の85
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの 100分の90
その他のもの 100分の85
- (5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）及び交換社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の85
- (6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80
- (7) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80
- (8) 国内の金融商品取引所に上場されている外国国債証券 100分の85
- (9) 国内の金融商品取引所に上場されている外国地方債証券 100分の85

- (10) 国際復興開発銀行円貨債券 100分の90
- (11) アジア開発銀行円貨債券 100分の90
- (12) 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券（国内の金融商品取引所に上場されているものに限る。） 100分の85
- (13) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）
 - 公社債投資信託の受益証券 100分の85
 - その他のもの 100分の80

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの
 - 国内の金融商品取引所における最終価格
 - （国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）
- (2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの
 - 社団法人投資信託協会が発表する時価
- (3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの
 - 日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値
- (4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの
 - 国内の金融商品取引所における最終価格
 - （国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

（信用取引による有価証券又は金銭の貸付け）

第45条 取引参加者は、信用取引による売付けについては、当該売付けの決済日に当該売付代金及び委託保証金を担保として当該売付有価証券の貸付けを行うものとし、信用取引による買付けについては、当該買付けの決済日に当該買付有価証券及び委託保証金を担保として当該買付約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを行うものとする。

（信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限）

第46条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とし、その3日前（取引所の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（取引所の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。

（信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限）

第47条 取引参加者は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、未決済勘定の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

- (1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第51条において同じ。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（引き出させる場合において、その額が30万円に満たないときは30万円）を超えている場合には、その超過額（充当する場合において、当該超過額が、当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額に第43条の規定により差し入れられるべき委託保証金の額を加算した額と30万円との差額に相当する額を超えるときは、その超える部分の額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。）に相当する金銭又はその超過額を第44条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券
- (2) 充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当

該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額(信用取引を行った日に反対売買を行い、同日に他の信用取引を行った場合における当該反対売買を行った有価証券の約定価額を除く。)を控除した額に100分の30を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第44条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(3) 未決済勘定の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額から決済する未決済勘定に係る信用取引の有価証券の約定価額を控除した額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第44条第2項各号に規定する率をもって除して得た額に相当する有価証券

(4) 決済(反対売買による決済を除く。)する未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第43条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券(当該差し入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)以上となる場合に限る。)

(5) 未決済勘定の全部を決済するために引き出させる場合には、第43条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券

(6) 信用取引により売り付けた有価証券が権利落し、当該権利落に伴い顧客が負担することとなった額を支払わせるために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)を超えている場合には、その超過額に相当する金銭

(7) 当該顧客が委託保証金として差し入れている金銭又は有価証券の差換えをする場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券

2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合(前項第1号(充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。))及び第2号(当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。))並びに次条第3項の約定価額は、顧客が金融商品取引業者と当該決済を行うことを約している場合を含む。)には、権利の価額を控除した価額とする。

(信用取引に係る受入保証金の計算方法)

第48条 信用取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきもの(未決済勘定中の一部に決済があった場合において、なお当該顧客の債務が残存しているとき(当該債務が借入金その他の債務として当該取引参加者との間で新たな債権債務関係となったものを含む。))はその残存額を含む。)に相当する額(前条第1項第6号に規定する受入保証金の総額について計算する場合は、売り付けた有価証券が権利落したことに伴い顧客が負担することとなった額を除く。)を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第1項第3号に規定する受入保証金の総額については、決済する未決済勘定に係る計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

2 信用取引に係る受入保証金の総額の計算において、当該受入保証金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用価格は、計算する日の前日の当該有価証券の時価に第44条第2項各号に掲げる率を乗じて得た額によるものとする。

3 第1項の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価(前日の最終価格(取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下同じ。))。前日に約定価格(取引所において気配表示された最終気配値段を含む。))がないときはその直近の日の最終価格)により評価した価額との差損益とする。

(信用取引に係る計算上の利益の引出し等の制限)

第49条 取引参加者は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動により計算上の利益を生じた場合において、その利益額に相当する金銭又は有価証券を交付し又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。

(信用取引に係る委託保証金の追加差入れ)

第50条 取引参加者は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動により計算上の損失を生じている場合には、その損失額に相当する額を委託保証金として追加差入れさせることができる。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第51条 取引参加者は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額に100分の20を乗じて得た額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

第52条 株式分割等による株式を受ける権利(株式分割(優先出資分割、受益権の分割及び投資口の分割並びに外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。))による株式(優先出資、受益権及び投資口並びに外国株預託証券に表示される権利を含む。以下この条において同じ。))を受ける権利、株式無償割当て(外国株預託証券に係るこれと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。))による株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)、新株予約権(募集株式の割当てを受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。))又は新株予約権の割当てを受ける権利(以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。))が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の有価証券をもってこれを行うものとする。

第5章 雑則

(外貨による金銭の授受)

第53条 顧客と取引参加者との間における有価証券の売買に係る金銭の授受は、取引参加者が同意した場合には、顧客が指定する外貨により行うことができるものとする。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第54条 顧客が、所定の時限までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付しないとき、発行日決済取引に関し預託すべき委託保証金又は損失計算が生じた場合において損失に相当する額の金銭を取引参加者に預託しないとき及び信用取引に関し預託すべき委託保証金若しくは支払うべき金銭を取引参加者に預託せず若しくは支払わないとき又はその貸付けを受けた買付代金若しくは売付有価証券の弁済を行わない場合には、取引参加者は、任意に、当該売買又は信用取引を決済するために、当該顧客の計算において、売付契約又は買付契約の締結(その委託を含む。))を行うことができる。

2 取引参加者が前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有し、又は振替法に基づく口座に記録する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。

(売買の取消しの効果等)

第55条 取引所が売買の取消しを行った場合には、当該取り消された売買に係る顧客と取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。

2 顧客は、取引所が売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注し

た取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

- 3 顧客は、取引所が売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

付 則

この準則は、取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る顧客の受渡時限については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

告知事項

この告知事項は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」といいます。）第23条の13第3項第2号（法第27条において準用される場合を含みます。）に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」といいます。）第14条の14の2第3項各号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券等開示府令」といいます。）第19条の2第3項各号及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和47年大蔵省令第26号。以下「外国債等開示府令」といいます。）第11条の13の2第3項各号に掲げる事項を掲げたものです。

1. 株式会社TOKYO AIM取引所（以下「取引所」といいます。）が運営するTOKYO AIM市場（以下「本市場」といいます。）に上場されている有価証券（他の取引所金融商品市場に重複して上場されている等の理由により、その発行者が有価証券報告書の提出義務を負っている銘柄を除きます。以下、本告知事項において同様です。）は、法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券（いわゆるプロ向け銘柄）に該当します。
2. 本市場に上場されている有価証券に関しては、法第4条第7項第1号並びに開示府令第6条各号、特定有価証券等開示府令第7条各号及び外国債等開示府令第3条の2各号に掲げる開示が行われている場合のいずれにも該当しません。
3. 貴社／貴殿が法第2条第3項第2号ロ（2）に規定する特定投資家等に該当しない場合であって、本市場に上場されている有価証券に係る売付注文の相手方になろうとする場合には、開示府令第2条の7第1項各号、特定有価証券等開示府令第4条の4又は外国債等開示府令第1条の7をご確認いただき、貴社／貴殿がこれらに規定する場合のいずれに該当するのをご確認ください。
4. 本市場に上場されている有価証券の有価証券交付勧誘等については、法第4条第3項、第5項及び第6項の適用があります。
5. 本市場に上場されている有価証券については、特定証券等情報又は発行者等情報が公表されている場合があります。それらの詳細は以下のとおりです。
 - （1）本市場に上場されている有価証券については、法第27条の31第2項の規定により、当該有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合があります（公表の有無を確認する方法については、下記（3）をご参照ください）。
 - （2）本市場に上場されている有価証券については、法第27条の32第1項から第3項までの規定により、発行者等情報が公表されている場合があります（公表の有無を確認する方法については、下記（3）をご参照ください）。
 - （3）各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報の公表の有無については、取引所のホームページ（<http://www.tokyo-aim.com/>）において確認することができます。
 - （4）各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報は、取引所が定める有価証券上場規程第9条及び第24条に従い、以下に掲げるすべての方法によって公表されます。なお、これらのホームページアドレスの変更については、取引所のホームページにおいて、変更後のホームページアドレスをご確認ください。
 - （a）取引所のホームページに掲載する方法
取引所のホームページアドレス <http://www.tokyo-aim.com/>
 - （b）当該有価証券の発行者のホームページに掲載する方法
各有価証券の発行者のホームページアドレスについては、取引所のホームページにおいて確認することができます。
 - （c）適時開示情報閲覧サービスに掲載する方法
同サービスのホームページアドレス <http://www.tse.or.jp/listing/>

6. 本市場に上場されている有価証券の所有者に対しては、当該有価証券の発行者が有価証券報告書提出会社である場合を除き、法第27条の32及び取引所が定める有価証券上場規程第24条の規定により、当該有価証券の発行者の事業年度終了後3か月及び中間会計期間の終了後3か月以内に、発行者等情報の公表が行われます。

以 上